

＼東浦町は結婚を望む方々を応援しています／
結婚新生活支援補助金を受付中！

東浦町では、婚姻に伴う新生活のスタートアップに係る費用について、経済的負担を軽減・支援するため、「東浦町結婚新生活支援補助金」の申請を受け付けています！予算の上限に達し次第、終了となります。

■東浦町結婚新生活支援補助金

婚姻に伴う新生活を経済的に支援することで、新たに婚姻した夫婦の経済的不安の軽減及び少子化対策を推進します。

●と き 2025 年 3 月 31 日（月）まで

●ところ 東浦町役場 2 階 企画政策課

●対象者 2024 年 1 月 1 日～2025 年 3 月 31 日の間に、婚姻した 39 歳以下の夫婦

●補助対象費 敷金、礼金、家賃、引越費、住宅取得費 ほか

●補助上限額

①世帯所得 500 万円未満で夫婦ともに婚姻時の年齢が 29 歳以下…60 万円

②世帯所得 500 万円未満で夫婦ともに婚姻時の年齢が 39 歳以下…30 万円

③世帯所得 500 万円以上で夫婦ともに婚姻時の年齢が 39 歳以下…10 万円

⇒③は東浦町独自の補助！

■昨年度の実績

令和 5 年度は 58 件申請があり、令和 4 年度の 29 件から 2 倍に増加しました。申請いただいた 90%以上の方から「経済的不安の軽減に役立った」との声をいただき、満足していただくことができました。

■企画政策課 担当者のコメント

東浦町では結婚を望む方々を応援しています。結婚を迷われている方は、この補助金をきっかけとしていただければと思います。

また、ご家族、お知り合いの方で、2024 年 1 月 1 日以降にご結婚された方、また、今後ご結婚を予定されている方がいらっしゃれば、ぜひ本制度をご紹介します。

■問い合わせ

東浦町企画政策課 ☎0562-83-3111(内線 290) 担当：山口